

令和 8 年度

宮古島市地域活性化モデル地区支援事業 募集要項

I 事業の概要

1 趣旨・目的

地域の個性及び資源を活かした「自主的で個性豊かな活力ある地域づくり」を推進しようとする地域をモデル地区とし、その地区で活動する地域づくり団体等が行う事業に要する経費について、宮古島市地域活性化モデル支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、活動の支援を行います。

この事業によって、地域を活性化することを目的とします。

※補助事業については、宮古島市地域活性化モデル地区支援事業補助金交付要綱に基づき、令和 7 年度において執行します。同要綱を参照の上、応募ください。

2 補助金の額および期間

補助金の額は、100万円を上限とします。事業期間は、単年度を原則とし事業の内容によっては 3 年以内とします。

3 補助対象者

補助対象者は、地域活動に貢献が期待できる次に掲げる者としてします。

- (1) 構成員が 5 人以上であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有していること。
- (3) 運営や組織に関する規約又は会則を定めていること。
- (4) 政治、宗教又は営利を目的としていないこと。

4 対象となる要件等

- (1) 市内の自治会、あるいは自治会と連携する団体であること。
- (2) 代表者は納税の義務を果たしていること。
- (3) 当該年度に完了する事業であること。

5 対象となる事業

補助の対象となる事業は、次に掲げる事業を行うことにより地域が活性化すると認められるものとします。

- (1) 地域の伝統、文化の保存・活用を図る事業
- (2) 地域の自然環境保全、景観づくりを図る事業
- (3) 地域の特性を活かした産業振興のための事業
- (4) 安心、安全な地域づくりを図るための事業
- (5) 地域の福祉・健康づくりを図る事業
- (6) 青少年の健全育成を図る事業
- (7) 事業に対して必要不可欠な備品の購入
- (8) その他、地域の活性化に必要と認められる事業

ただし、次に掲げる事業については補助対象としません。

- (1) 営利を目的とする団体、政治団体又は宗教団体が行う事業
- (2) 国、県又は市等、他の補助がある事業
- (3) 市長が適当でないと認めた事業

6 対象経費

補助金の交付対象となる経費は、補助金の目的を達成するために直接必要な経費とします。

ただし、次に掲げる経費等は対象外とします。

- (1) 団体の管理、運営に要する経常的な経費。

(例) ×事務所の家賃や光熱費

- (2) 団体の構成員に対する食糧費。ただし、事業実施に必要欠くことのできないものは対象とする。

(例) ×懇親会費等

○会議の茶菓子代 ○講演会講師の昼食代

- (3) その他市長が適当でないと認めたもの

7 補助金の決定

補助金の交付を要望する者を募集し、審査会において補助対象者の選定を行います。選定後、所定の様式にて補助金交付申請および交付決定の手続きを行います。

8 事業の完了

補助金の交付を受けた団体は、原則として年度内に事業を完了させるものとします。事業は実績報告書の提出をもって完了とします。

II 事業の募集等

- 1 応募方法 ※ご不明な点は、担当者連絡先までご連絡ください。

(1) 様式等

宮古島市のホームページからダウンロードし、ご活用ください。

【市の組織＞＞市民生活部＞＞地域振興課＞＞お知らせ欄】

(2) 提出書類

- ・様式1 応募申請書
- ・様式2 事業計画書
- ・運営や組織に関する規約又は会則
- ・団体の構成員名簿
- ・過去の活動実績

(3) 提出方法

以下の提出先宛て、期限までに、郵送または直接持参により提出してください。

【提出先】〒906-8501 宮古島市平良字西里1140番地 市役所総合庁舎1階
宮古島市市民生活部 地域振興課
地域活性化モデル地区支援事業担当 宛て

2 応募期間

令和7年9月4日（木）～令和7年10月10日（金）17:00必着

3 担当者連絡先

市民生活部 地域振興課（溝尻）

電 話 0980-73-4905

F A X 0980-73-1987

III 審査

1 事業内容の審査

応募のあった事業については、宮古島市地域活性化モデル地区支援事業補助金審査会が行います。

2 審査基準

- ① 地域の活性化につながる活動であること。（5点）
- ② 独自の発想や新たな視点による（独創的な）活動であること。（5点）
- ③ 波及効果や新たな展開が期待できる（発展的な）活動であること。（5点）
- ④ 計画や費用が実現可能で妥当な（実現性のある）活動であること。（5点）

3 審査方法

- ① 審査員は、審査基準に対し5段階で評価を行います。
- ② 配点の総合計点に対して、半数以上の獲得点数であることを採択条件とします。
- ③ 獲得点数の高いものから、順位を決定します。
- ④ 同点の場合は、審査員の多数決で決定します。

4 交付額の査定

事業予算書の支出に対象とならない経費が含まれている場合、または、通常より著しく高額な経費が含まれている場合はその経費について減額することがあります。

（例）講師の謝礼や交通費が通常より著しく高額な場合

5 交付団体の決定

審査委員会における選定結果については、選定後、速やかに通知します。交付額の査定や選定結果を踏まえ、補助金の交付を辞退する団体が出た場合には、審査順位により順位を繰り上げる場合があります。